

事業番号	事務事業名		健康増進事業					所管課名		健康福祉部健康福祉総務課		所属長名	平岡 裕美	
	方向性	1	くらしを守る					係・グループ名		健康づくり係				
	重点施策	1	健康でいきいきと生活できるまちをつくる					根拠法令等		健康増進法 自殺対策基本法				
	施策方針	1	病気の予防と健康づくりの推進					基本事業						
予算科目	会計	01	款	04	項	01	目	04	事業1	事業2	経・臨	予算上の事業名		
	一般会計		衛生費		保健衛生費		健康増進費		001	52	経	健康増進事業(政策)		

1 事務事業の概要

①事業期間	②事業内容(事業概要を簡潔に記載。期間限定複数年度は全体の事業計画を記載)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 (年度～ 年度) ☐ 単年度のみ	①40歳以上の市民を対象に健康増進事業(健康教育、健康相談、訪問指導など)を行うことで、自身の健康状態を自覚し、健康に暮らしてもらう。 ②市民を対象に、ゲートキーパー養成事業(自殺対策事業)や相談窓口の周知を行う。	平成20年度からの医療制度改革により、これまで市町村が行ってきた老人保健事業(昭和57年制定)のうち、医療保険者に義務付けられない事業については市町村が健康増進事業として行うことになった。また、自殺対策基本法(平成18年制定)により、市町村において計画を策定し、対策を推進することとされた。

2 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

主な活動内容	活動指標(活動の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
①健康増進事業(健康教育、健康相談、訪問指導など)を行う ②ゲートキーパー養成事業(自殺対策事業)を行う	→ ア 延べ訪問者数	人	目標 実績	- 42	- 49	- 34	50 50	50 50
	→ イ 集団健康教育延べ参加者数	人	目標 実績	- 137	- 126	- 138	150 150	150 150
	→ ウ ゲートキーパー養成事業開催回数	件	目標 実績	6 4	6 5	3 2	3 3	3 3
対象(誰、何を対象にしているのか)	対象指標(対象の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
①40歳以上の市民 ②市民	→ ア 健康増進事業対象者数(40歳以上)	人	見込 実績	- 73,264	- 73,510	- 73,811	73,811 73,811	73,811 73,811
	→ イ 廿日市市の人口(各年度4月1日)	人	見込 実績	- 116,866	- 116,248	- 115,984	115,658 115,658	115,658 115,658
	→ ウ		見込 実績	- -	- -	- -	- -	- -
意図(対象をどのような状態にしたいのか)	成果指標(意図の達成度)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
①自身の健康状態を自覚し、自らが健康管理を行う ②ゲートキーパーを増やす(自殺者を減らす)	→ ア 自分が健康だと思う市民の割合【まちづくり市民アンケート】	%	目標 実績	76.0 76.4	76.0 73.5	77.0 73.3	77.0 77.0	78.0 78.0
	→ イ ゲートキーパー養成事業参加者数(自殺対策事業)	人	見込 実績	500 154	200 226	100 70	100 100	200 200
	→ ウ		見込 実績	- -	- -	- -	- -	- -
結果(どんな上位目的に結びつけるのか)	上位成果指標	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
心身ともに健康で暮らすことができる	→ ア 健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)(男)	年	目標 実績	延伸 81.4(R1)	延伸 81.4(R2)	延伸 81.6(R3)	延伸 延伸	延伸 延伸
	→ イ 健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)(女)	年	目標 実績	延伸 85.4(R1)	延伸 85.7(R2)	延伸 85.8(R3)	延伸 延伸	延伸 延伸

3 事務事業の予算・コスト概要

年度	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	前年度比	令和6年度(予算)
事業費(A) (円)	1,886,410	2,030,433	2,236,714	4,354,210	2,117,496	3,347,430
財源内訳	国庫支出金				0	
	県支出金	647,325	517,000	715,349	1,329,092	683,000
	市債				0	
	その他特財	95,400	75,300		0	
	一般財源	1,143,685	1,438,133	1,521,365	3,025,118	2,664,430
業務延べ時間(時間)	120	120	120	120	0	
人件費(B) (円)	549,000	517,000	526,000	511,000	-15,000	0
トータルコスト(A+B)	2,435,410	2,547,433	2,762,714	4,865,210	2,102,496	3,347,430
主な支出項目		令和5年度決算		備考		
健康教育等事業費		2,285,550 円		会計年度任用職員報酬・需用費・委託料他		
自殺対策事業費		308,660 円		報償費・旅費・需用費		
自殺対策事業費(委託料)		1,760,000 円		委託料(計画策定)		
		円				

事業番号	事務事業名	健康増進事業	所管課名	健康福祉部健康福祉総務課
------	-------	--------	------	--------------

4 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか。開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか。	② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯	③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか。
平成20年度からの医療制度改革により、これまで市町村が行ってきた老人保健事業(昭和57年制定)のうち医療保険者に義務付けられない事業については市町村が健康増進法(平成14年度制定)に基づいて行うことになった。また、令和6年3月に第3次市健康増進計画・食育推進計画、第2次市自殺対策計画を策定、これらに基づいて事業を実施していく必要がある。	健康増進法及び食育基本法に基づき、平成20年3月に市健康増進計画及び市食育推進計画を策定した。その後、現状や取組状況を評価し、平成25年3月に2次計画を、令和6年3月に3次計画を策定している。また、自殺対策基本法に基づき、平成31年3月に市自殺対策計画を策定、その後現状や取組状況を評価し、令和6年3月に2次計画を策定している。	令和5年3月議会にて、健康都市宣言(H27年度)に結びつくシンボリックな事業の実施、宣言の周知と市民の協働による事業の展開について議員から一般質問あり。また、令和5年度市健康福祉審議会健康増進専門部会において、企業と連携した働く世代への健康づくりの取組が必要と意見あり。

5 事業評価(令和 5 年度決算の評価)

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。意図することが結果に結びついているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 結びついている	理由 説明	健康教育、健康相談などの実施により、市民の健康の維持、介護予防の推進を目指すものであり、第6次市健康増進計画の重点施策1-1「健康でいきいきと生活できるまちをつくる」に沿った内容である。
	② 市が関与する妥当性(この事業は市が行わなければならないものか。税金を投入して行うべき事業か。住民や地域民間等に任せるとはできないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 妥当である	理由 説明	健康増進法に基づく健康増進事業及び自殺対策基本法に基づく自殺対策として、市が実施する必要がある。
有効性 評価	③ 対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す余地がないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 適切である	理由 説明	健康増進事業は健康増進法に基づき40歳以上の市民を対象に、自殺対策は自殺対策基本法に基づき広く市民を対象に実施しており、適切である。
	④ 成果の向上余地(成果向上の余地はないか。成果を向上させる有効な手段はないか。何が原因で成果が向上しないのか。)		
	☒ 向上余地がある ☐ 目標水準に達している	理由 説明	健康教育・健康相談においては、令和3年度から実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業との連動が必要である。また、特定健診、特定保健指導とも連動した健康増進事業の計画、実施や、企業等との連携による働く世代へのアプローチが必要である。
効率性 評価	⑤ 廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は。目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか。)		
	☐ 影響がない ☒ 影響がある	理由 説明	健康寿命の延伸等の対策が必要であり、本事業を廃止することで市民の健康づくりに影響を与える。
	⑥ 類似事業との統合や連携による改善余地(類似事業(市の事業に限らない)はないか。類似事業との統合や連携によって成果をより向上させることはできないか。)		
	☒ 改善余地がある ☐ 改善余地がない	理由 説明	地域自治組織や市民センター、企業や民間団体等と連携することにより、成果をさらに向上させることが期待できる。
公平性 評価	⑦ 事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	健康増進事業を計画的に実施していくために必要である。また、現在も市民の健康づくりを支援する人材(ウオーキングリーダーなど)を育成し、市民と一緒に健康づくりに取り組んでいる。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	健康増進事業を計画的に実施していくために必要最低限の人件費である。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか。受益者負担は公平・公正となっているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 公平・公正である	理由 説明	対象者全体に対して事業の周知を行い、啓発をしている。

6 事業評価の総括と今後の方向性

①上記の評価結果			②全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠																							
A 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直しの余地有り	健康増進法や自殺対策基本法に基づき、市民の健康の維持・増進のため、健康教育・相談、普及啓発、生活習慣病予防のための健康教室を実施した。ウォーキングリーダー等健康づくりに関するボランティア等と連携し、健康づくりに取り組んでおり、今後さらに、地域自治組織や市民センター、企業や民間団体等とも連携し、成果をさらに向上させていきたい。																							
B 有効性	☐ 適切	☒ 改善の余地有り																								
C 効率性	☒ 適切	☐ 改善の余地有り																								
D 公平性	☒ 適切	☐ 見直しの余地有り																								
③今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可			④改革改善案による成果・コストの期待効果																							
☐ 拡充	☐ 現状維持	今後の改革改善案 令和6年3月に策定した、第3次廿日市市健康増進計画・食育推進計画、第2次廿日市市自殺対策計画に基づき、事業を推進する。令和6年度は自殺対策計画策定の委託料がなくなるためコストは削減となるが、新たな計画に基づき、地域自治組織や市民センター、企業や民間団体等とも連携し、成果をさらに向上させるべく、事業に取り組んでいく。		<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上	○			維持				低下			
								コスト																		
						削減	維持	増加																		
成果	向上					○																				
	維持																									
	低下																									
☐ 目的再設定	☒ 改善																									
☐ 休止・廃止	☐ 完了																									
⑤改革改善案を実施する上で解決すべき課題																										
・市民自ら健康づくりに取り組むきっかけになるような情報提供と魅力的な(参加したいと思える)事業の計画立案が必要			(廃止・休止、完了の場合は記入不要)																							
・企業や民間団体との連携体制の構築																										

事業番号	事務事業名		がん検診事業					所管課名		健康福祉部健康福祉総務課		所属長名		平岡 裕美		
	方向性	1	くらしを守る					係・グループ名		健康政策係・健康づくり係						
	重点施策	1	健康でいきいきと生活できるまちをつくる					根拠法令等		健康増進法、がん対策基本法、がん対策推進計画、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」						
	施策方針	1	病気の予防と健康づくりの推進					基本事業								
予算科目	会計	01	款	04	項	01	目	04	事業1	事業2	経・臨	予算上の事業名				
	一般会計		衛生費		保健衛生費		健康増進費		001	55	経	健康増進事業(がん検診分)				

1 事務事業の概要

①事業期間	②事業内容(事業概要を簡潔に記載。期間限定複数年度は全体の事業計画を記載)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 (年度～ 年度) ☐ 単年度のみ	次の対象の市民に対し、集団検診、医療機関個別検診、国保人間ドックなどにより、がん検診を実施。 ①胃がん・大腸がん・肺がん検診:対象年齢40歳以上 ②子宮頸がん検診:対象年齢20歳以上の女性 ③乳がん検診:対象年齢40歳以上の女性 受診の場の提供と費用を助成し、がんの早期発見につなげる。	昭和58年に、老人保健法により開始。 平成20年からは、健康増進法の健康増進事業として位置づけられている。

2 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

主な活動内容	活動指標(活動の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
がん検診の実施 (検診の形態:集団健診・個別検診・人間ドック)	→ ア 集団健診実施日数	日	目標 実績	40 37	40 41	40 40	40	40
	→ イ		目標 実績					
	→ ウ		目標 実績					
対象(誰、何を対象にしているのか)	対象指標(対象の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
対象年齢の市民	→ ア 胃がん・大腸がん・肺がん検診対象年齢者数(対象年齢40歳以上)	人	見込 実績	73,743 73,264	73,510 73,510	73,510 73,811	73,811	73,811
	→ イ 子宮頸がん検診対象者数(対象年齢20歳以上の女性)	人	見込 実績	51,356 50,845	50,674 50,674	50,674 50,502	50,502	50,502
	→ ウ 乳がん検診対象者数(対象年齢40歳以上の女性)	人	見込 実績	39,424 39,153	39,338 39,338	39,338 39,471	39,471	39,471
意図(対象をどのような状態にしたいのか)	成果指標(意図の達成度)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
がん検診を受診する人を増やすことで、がんを早期発見し、早期治療につなげる	→ ア 市の胃がん検診受診者数(H28年度3428人(地域保健報告)に比べ5割増やす。)	人	目標 実績	3,669 2,578	5,142 2,603	5,142 2,570	5,142	5,142
	→ イ 市の大腸がん検診受診者数(H28年度6612人(地域保健報告)に比べ5割増やす。)	人	目標 実績	8,282 5,696	9,918 5,966	9,918 6,091	9,918	9,918
	→ ウ 市の子宮頸がん検診受診者数(H28年度2621人(地域保健報告)に比べ3割増やす。)	人	目標 実績	2,931 2,748	3,047 2,524	3,047 2,532	3,407	3,407
結果(結びつく施策の意図は何か)	施策の成果指標	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
心身ともに健康で暮らすことができる	→ ア 健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)(男)	歳	目標 実績	延伸 81.4(R1)	延伸 81.4(R2)	延伸 81.6(R3)	延伸	延伸
	→ イ 健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)(女)	歳	目標 実績	延伸 85.4(R1)	延伸 85.7(R2)	延伸 85.8(R3)	延伸	延伸

3 事務事業の予算・コスト概要

年度		令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	前年度比	令和6年度(予算)
事業費(A) (円)		54,002,554	61,401,991	63,210,873	64,640,854	1,429,981	82,198,000
財源内訳	国庫支出金	279,000	259,000	251,000	307,000	56,000	307,000
	県支出金					0	
	市債					0	
	その他特財	8,028,700	5,213,800	5,930,700	6,629,700	699,000	64,104,000
	一般財源	45,694,854	55,929,191	57,029,173	57,704,154	674,981	17,787,000
業務延べ時間 (時間)		4,802	4,802	4,802	4,802	0	
人件費(B) (円)		20,705,000	21,082,000	20,483,000	20,976,000	493,000	0
トータルコスト(A+B)		74,707,554	82,483,991	83,693,873	85,616,854	1,922,981	82,198,000
主な支出項目			令和5年度(決算)		備考		
55事務事業委託料			57,975,202 円		がん検診委託料等		
55報酬、役務費等			3,440,786 円				
04事務事業委託料			2,572,052 円		がん検診委託料等		
04報酬、役務費等			652,814 円				

事業番号	事務事業名	がん検診事業	所管課名	健康福祉部健康福祉総務課
------	-------	--------	------	--------------

4 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか。開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか。	② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯	③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか。
昭和58年に老人保健法により開始し、平成20年からは健康増進法の健康増進事業として位置づけられている。 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成10年策定)に基づき、がん検診の種類、対象、実施方法等を医師会等と協議し、実施体制を整備している。	受診者の利便性の向上、受診率向上の取組として、 ・集団健診・人間ドックでは、特定健診・後期高齢者健診との同時受診が可能 な実施体制の確保 ・集団健診の土日実施、託児実施 ・健診申し込み専用電話(コールセンター)の設置 ・市内に検診実施機関が少ない子宮頸がん・乳がん個別検診の受診体制の確保 ・令和元年度から集団健診のWeb予約の開始 ・令和元年度から対象者へ受診勧奨はがきの送付を実施 子宮頸がん・乳がん検診の対象者への無料クーポン送付 胃内視鏡検診(個別検診)を令和元年度より開始	市議会において、効果的な実施となるような子宮頸がん検診クーポンの女性の年齢について意見あり。廿日市市保健福祉審議会健康増進専門部会では、受診率が目標に達しないことに関しての意見、議論あり。

5 事業評価(令和 5 年度決算の評価)

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。意図することが結果に結びついているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 結びついている	理由 説明	がんの早期発見(がん受診率向上)は、早期治療につながり、心身ともに健康で暮らすことができるという施策の意図に結び付く。
	② 市が関与する妥当性(この事業は市が行わなければならないものか。税金を投入して行うべき事業か。住民や地域民間等に任せるとはできないか。)		
有効性 評価	☐ 見直し余地がある ☒ 妥当である	理由 説明	健康増進法で、市町村が行うこととなっている。委託できるところは委託して事業実施しており、これ以上は委託する余地はほとんどないと思われる。また、効率的かつ質のよい検診も提供できているので、継続実施する。
	③ 対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す余地がないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 適切である	理由 説明	市民の病気の予防と健康づくりに直結した事業で、対象年齢の設定も国の法・指針などに基づき設定しており、適切である。
効率性 評価	④ 成果の向上余地(成果向上の余地はないか。成果を向上させる有効な手段はないか。何が原因で成果が向上しないのか。)		
	☒ 向上余地がある ☐ 目標水準に達している	理由 説明	受診者数が目標に達していない。症状がないうちに検診を受診し、早期がんのうちに発見し、早期治療をすることがスタンダードであるという意識を高めるための啓発が、これからも必要である。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は。目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか。)		
公平性 評価	☐ 影響がない ☒ 影響がある	理由 説明	市が事業を廃止することにより、検診を受ける機会がなくなる人が出て、がんによる死亡率が高まる。
	⑥ 類似事業との統合や連携による改善余地(類似事業(市の事業に限らない)はないか。類似事業との統合や連携によって成果をより向上させることはできないか。)		
	☐ 改善余地がある ☒ 改善余地がない	理由 説明	重複事業はない。特定健診・後期高齢者健診とは、集団健診や人間ドック(国保加入者のみ)で同時受診できるように設定しており、受診者の利便性を高めることで、双方の健診の受診率向上につながっている。
公平性 評価	⑦ 事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	単価契約であり、受診者数に応じた事業費となるため、削減余地はない。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか。)		
公平性 評価	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	委託できるところは委託して事業実施しているため、これ以上は委託できる余地がほとんどないと思われる。
	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか。受益者負担は公平・公正となっているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 公平・公正である	理由 説明	対象年齢の設定も国の法・指針などに基づき設定しており適切である。

6 事業評価の総括と今後の方向性

①上記の評価結果			②全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠																							
A 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直しの余地有り	がん検診は、がんによる症状のないうちに、検診で早期がんを発見し、早期治療につなげ、がんによる死亡率を下げる大きな目的としてあるが、がん検診受診率は横ばい状態にある。より多くの対象者が受診することでその有効性が高まるため、受診勧奨や、早期発見し早期治療するのがスタンダードであるという意識付けのための啓発を継続して行う。また、より受診しやすい体制整備にも継続して取組んでいく必要がある。																							
B 有効性	☐ 適切	☒ 改善の余地有り																								
C 効率性	☒ 適切	☐ 改善の余地有り																								
D 公平性	☒ 適切	☐ 見直しの余地有り																								
③今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可			④改革改善案による成果・コストの期待効果																							
☒ 拡充	☒ 現状維持	今後の改革改善案 がん検診を受けることがスタンダードになるような意識改革のため、今までの取り組みも継続しつつ、若い世代ががん検診を受診し、その後の継続受診につながるような取り組みが重要。成人式の出席者全員への子宮頸がん検診の啓発ちらしの配布に加え、児童・生徒や学生などへの健康教育を行う。また、令和6年度からは医療機関個別健診の胃がん検診(胃カメラ)の自己負担額を下げ、多くの方が受診につながるように体制を整えており、広く周知し受診率向上に取り組む。																								
☐ 目的再設定	☐ 改善																									
☐ 休止・廃止	☐ 完了																									
⑤改革改善案を実施する上で解決すべき課題			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="2">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td></td><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (廃止・休止、完了の場合は記入不要)				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○			低下			
		コスト																								
		削減	維持	増加																						
成果	向上																									
	維持		○																							
	低下																									
成人式での啓発ちらしの効果確認。効果的な取り組みとするために配布するちらし等の内容についても検討していく。受診者の推移を確認し、医療機関個別健診の胃がん検診(胃カメラ)の自己負担額を下げたことの効果を確認。学校・大学等との連携																										

事業番号	事務事業名	健康増進事業【節目歯科健診】					所管課名	健康福祉部健康福祉総務課			所属長名	平岡 裕美
	方向性	1	くらしを守る					係・グループ名	健康政策係			
	重点施策	1	健康でいきいきと生活できるまちをつくる					根拠法令等	健康増進法			
	施策方針	1	病気の予防と健康づくりの推進					基本事業				
予算科目	会計	01	款	04	項	01	目	04	事業1	事業2	経・臨	予算上の事業名
	一般会計		衛生費		保健衛生費		健康増進費	001	52	経		健康増進事業(政策)

1 事務事業の概要

①事業期間	②事業内容(事業概要を簡潔に記載。期間限定複数年度は全体の事業計画を記載)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 (年度～ 年度) ☐ 単年度のみ	一定(節目年齢)の対象者に、節目歯科健診(市が助成することにより、歯科健診を一定額で受診できるもの)を実施することにより、対象者の歯周病の予防や早期発見、健診の習慣化につなげる。	平成23年12月2日付けで佐伯歯科医師会会長より節目歯科健診実施請願趣意書が提出される。 平成26年12月4日に佐伯歯科医師会会長より口頭による要請を受ける。 平成29年度より健康増進法に基づき節目歯科健診実施

2 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

主な活動内容	活動指標(活動の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
・節目歯科健診の実施 ・節目歯科健診通知	→ ア 節目歯科健診実施医療機関数	件	目標 実績	131 131	131 128	128 128	128 128	128 128
	→ イ 通知発送件数	件	目標 実績	6,403 6,403	6,403 6,179	6,191 6,191	8,200 8,200	8,200 8,200
	→ ウ		目標 実績					
対象(誰、何を対象にしているのか)	対象指標(対象の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
市内に住所を有し、歯科健診を受診しようとする年度に節目年齢に達する者	→ ア 節目年齢の市民(40・50・60・70歳。令和6年度からは20・30歳も追加)	人	見込 実績	6,403 6,403	6,403 6,179	6,191 6,191	8,200 8,200	8,200 8,200
	→ イ		見込 実績					
	→ ウ		見込 実績					
意図(対象をどのような状態にしたいのか)	成果指標(意図の達成度)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
歯科健診の定期的な受診を促し、歯周病の予防及び早期発見を推進することにより、高齢期における歯の喪失を予防し、健康を維持する	→ ア 節目歯科健診受診率	%	目標 実績	8.0% 6.9%	8.2% 7.9%	8.2% 7.2%	8.4% 8.4%	8.4% 8.4%
	→ イ		目標 実績					
	→ ウ		目標 実績					
結果(結びつく施策の意図は何か)	施策の成果指標	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
心身ともに健康で暮らすことができる	→ ア 健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)(男)	年	目標 実績	延伸 81.4(R1)	延伸 81.4(R2)	延伸 81.6(R3)	延伸 延伸	延伸 延伸
	→ イ 健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)(女)	年	目標 実績	延伸 85.4(R1)	延伸 85.7(R2)	延伸 85.8(R3)	延伸 延伸	延伸 延伸

3 事務事業の予算・コスト概要

年度	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	前年度比	令和6年度(予算)
事業費(A) (円)	2,768,501	2,550,414	2,708,493	2,603,452	-105,041	3,868,570
財源内訳	国庫支出金				0	
	県支出金	641,000	514,651	661,429	559,908	-101,521
	市債				0	559,000
	その他特財				0	
	一般財源	2,127,501	2,035,763	2,047,064	2,043,544	-3,520
業務延べ時間(時間)	188	188	188	188	0	
人件費(B) (円)	812,000	823,000	803,000	821,000	18,000	0
トータルコスト(A+B)	3,580,501	3,373,414	3,511,493	3,424,452	-87,041	3,868,570
主な支出項目		令和5年度(決算)		備考		
節目歯科健診費助成		1,562,000 円				
節目歯科健診対象者通知作成、通知業務		587,400 円				
節目歯科健診通知送付用後納郵便		399,646 円				
節目歯科会計年度任用職員報酬等		54,406 円				

事業番号	事務事業名	健康増進事業【節目歯科健診】	所管課名	健康福祉部健康福祉総務課
------	-------	----------------	------	--------------

4 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか。開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか。	② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯	③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか。
経済財政運営と改革の基本方針2022に、生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討が盛り込まれた。 健康増進事業実施要領が改正(令和6年4月1日施行)され、令和6年度から20歳・30歳の節目年齢も対象者に追加された。	対象者が当該制度を認知し易いよう、各種媒体を使った広報の実施や、パンフレットの掲載内容改善を行った。	歯の健康は生活習慣病やフレイルとの関連も大きく、生涯を通じた健康のためには歯科健診受診が大事だが受診率が低い。受診しやすい環境づくり(自己負担額の減額等)に行政にも協力してほしい(歯科医師会)

5 事業評価(令和 5 年度決算の評価)

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。意図することが結果に結びついているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 結びついている	理由 説明	節目年齢における歯科健診をきっかけに、定期的に歯科健診を行うことは、生活習慣病予防につながり、ひいては健康寿命の延伸につながる。
	② 市が関与する妥当性(この事業は市が行わなければならないものか。税金を投入して行うべき事業か。住民や地域民間等に任せるとはできないか。)		
有効性 評価	☐ 見直し余地がある ☒ 妥当である	理由 説明	健康増進法に基づく健康増進事業である歯周疾患検診として、市が実施することが妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す余地がないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 適切である	理由 説明	健康増進事業実施要領に基づいており、妥当である。
効率性 評価	④ 成果の向上余地(成果向上の余地はないか。成果を向上させる有効な手段はないか。何が原因で成果が向上しないのか。)		
	☒ 向上余地がある ☐ 目標水準に達している	理由 説明	受診率が低く、向上の余地は十分にある。 改善のため、様々な機会や媒体を用い、更なる周知を行うとともに、受診しやすい環境づくりが必要
	⑤ 廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は。目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか。)		
公平性 評価	☐ 影響がない ☒ 影響がある	理由 説明	健康寿命にとって重要なオーラルケアを促進する事業であり、他に代わるものがない。
	⑥ 類似事業との統合や連携による改善余地(類似事業(市の事業に限らない)はないか。類似事業との統合や連携によって成果をより向上させることはできないか。)		
	☐ 改善余地がある ☒ 改善余地がない	理由 説明	健康増進法に基づく健康増進事業である歯周疾患検診として、市が実施するものであり、類似事業等はない。
公平性 評価	⑦ 事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	令和6年度から対象者が拡大するため、扶助費は削減できない。また、対象者への通知の郵送代も、郵便料の値上げにより削減できない。必要最低限の単価で健診を実施している。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか。)		
公平性 評価	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	健診業務は委託しており、個別通知など他の事務も委託できるところは委託しているため、これ以上は委託できる余地がほとんどないと思われる。
	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか。受益者負担は公平・公正となっているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 公平・公正である	理由 説明	廿日市市民の一定年齢者を対象としており、その機会が誰にもあり得ることから適正である。

6 事業評価の総括と今後の方向性

①上記の評価結果			②全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠																							
A 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直しの余地有り	歯の健康づくりや健康寿命延伸のため、必要な事業ではあるものの、受診率が低く、歯科健診の重要性や制度自体の周知が必要である。また、受診しやすい環境づくりが必要である。																							
B 有効性	☐ 適切	☒ 改善の余地有り																								
C 効率性	☒ 適切	☐ 改善の余地有り																								
D 公平性	☒ 適切	☐ 見直しの余地有り																								
③今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可			④改革改善案による成果・コストの期待効果																							
☒ 拡充 ☐ 現状維持 ☐ 目的再設定 ☒ 改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 完了		今後の改革改善案 行政情報モニターへの掲載のほか、各種イベントや集会時にチラシを配布し、広報活動を充実させる。 対象者の拡大(20歳及び30歳の節目を追加)		<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td>△</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>△</td><td>×</td></tr></table> (廃止・休止、完了の場合は記入不要)				コスト			削減	維持	増加	成果	向上			○	維持			△	低下		△	×
		コスト																								
		削減	維持			増加																				
成果	向上					○																				
	維持			△																						
	低下		△	×																						
⑤改革改善案を実施する上で解決すべき課題																										
・受診率向上のための有効な手段の検討 ・20歳及び30歳の受診率の確認と効果的な啓発																										

事業番号	事務事業名		後期高齢者保健事業【フレイル予防事業】					所管課名		健康福祉部健康福祉総務課		所属長名	平岡 裕美	
	方向性	1	くらしを守る					係・グループ名		健康づくり係				
	重点施策	1	健康でいきいきと生活できるまちをつくる					根拠法令等		高齢者の医療の確保に関する法律				
	施策方針	1	病気の予防と健康づくりの推進					基本事業						
	会計	01	款	04	項	01	目	04	事業1	事業2	経・臨	予算上の事業名		
予算科目	一般会計		衛生費		保健衛生費		健康増進費		002	55	経	後期高齢者保健事業（一体的実施分）		

1 事務事業の概要

①事業期間	②事業内容(事業概要を簡潔に記載。期間限定複数年度は全体の事業計画を記載)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 (年度～ 年度) ☐ 単年度のみ	・広島県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、健診・医療・介護等のデータから地域の健康課題を分析し、健康寿命の延伸を目指して個別指導と集団指導を実施する。 ・個別指導として、低栄養予防や生活習慣病重症化予防に関する指導を行う。また、健診や医療機関を受診しておらず、要介護認定のない健康状態が不明な高齢者の健康状態を把握し必要な支援につなぐ。集団指導として、通いの場等集団に対するフレイル(加齢により心身機能が低下した状態)予防等の普及啓発を行う。	後期高齢者の急増により社会保障費の増加が予想される中、高齢者の医療の確保に関する法律が令和元年度に改正され、健康寿命の延伸を目指し、これまで実施主体が別であった保健事業と介護予防を、市町村において一体的に実施することとされた。令和2年度に試行的に実施し、令和3年度から本格的に委託を受け実施地域を拡大しながら取り組んでいる。

2 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

主な活動内容	活動指標(活動の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
・ハイリスクアプローチ(高齢者に対する個別的支援) ・ポピュレーションアプローチ(通いの場等への積極的な関与等全体への啓発)	→ ア ハイリスクアプローチ栄養指導実施人数	人	目標 実績	6 7	15 23	40 70	65 70	65 70
	→ イ ポピュレーションアプローチ(健康教育・健康相談)実施回数	回	目標 実績	2 2	23 70	82 104	100 104	100 104
	→ ウ 実施地域(日常生活圏域数)	力所	目標 実績	1 1	2 2	4 4	7 7	7 7
対象(誰、何を対象にしているのか)	対象指標(対象の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
後期高齢者医療被保険者	→ ア 後期高齢者人口(実績は各年度10月1日現在)	人	見込 実績	17,461 17,536	18,451 18,509	19,415 19,367	20,394 19,367	21,055 19,367
	→ イ		見込 実績					
	→ ウ		見込 実績					
意図(対象をどのような状態にしたいのか)	成果指標(意図の達成度)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
・フレイル予防の必要性や方法が分かる ・フレイル状態を予防する	→ ア 低栄養予防指導対象者の体重維持・改善者の割合	%	目標 実績	80.0% 85.7%	80.0% 95.7%	80.0% 84.0%	80.0% 84.0%	80.0% 84.0%
	→ イ フレイル予防のための方法が分かる人の割合(健康教育参加者アンケート)	%	目標 実績	80.0% 87.5%	80.0% 82.5%	80.0% 97.5%	80.0% 97.5%	80.0% 97.5%
	→ ウ		目標 実績					
結果(結びつく施策の意図は何か)	施策の成果指標	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
心身ともに健康で暮らすことができる	→ ア 健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)(男)	年	目標 実績	延伸 81.4(R1)	延伸 81.4(R2)	延伸 81.6(R3)	延伸 81.6(R3)	延伸 81.6(R3)
	→ イ 健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)(女)	年	目標 実績	延伸 85.4(R1)	延伸 85.7(R2)	延伸 85.8(R3)	延伸 85.8(R3)	延伸 85.8(R3)

3 事務事業の予算・コスト概要

年度		令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	前年度比	令和6年度(予算)
事業費(A) (円)		361,932	842,871	4,081,968	10,041,066	5,959,098	25,987,000
財源内訳	国庫支出金					0	
	県支出金					0	
	市債					0	
	その他特財		430,512	3,817,471	10,032,279	6,214,808	25,487,000
	一般財源	361,932	412,359	264,497	8,787	-255,710	500,000
業務延べ時間(時間)		379	1,708	2,087	2,467	380	
人件費(B) (円)		1,634,000	7,498,000	8,902,000	10,776,000	1,874,000	0
トータルコスト(A+B)		1,995,932	8,340,871	12,983,968	20,817,066	7,833,098	25,987,000
主な支出項目			令和5年度(決算)		備考		
会計年度任用職員報酬等			9,347,701 円		報酬・職員手当・共済費		
報償費			4,720 円				
旅費			327,830 円		会計年度任用職員通勤手当		
需用費・役務費			360,815 円		消耗品・郵便料		

事業番号	事務事業名	後期高齢者保健事業【フレイル予防事業】	所管課名	健康福祉部健康福祉総務課
------	-------	---------------------	------	--------------

4 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか。開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか。	② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯	③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか。
高齢者の医療の確保に関する法律(令和元年度改正)において、これまで実施主体が別であった保健事業と介護予防を一体的に実施するものとされた。後期高齢者の急増により社会保障費の増加が予想される中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、健康寿命の延伸が重要な課題である。	令和元年度に改正された高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、令和2年度から広島県後期高齢者医療広域連合では市町への委託により、高齢者の保健事業を介護予防等と一体的に実施するよう整備を進めている。本市においては、令和2年度から試行的に一部事業を実施し、令和3年度から本格的に委託を受けて吉和地域で事業を開始した。その後、実施地域を拡大しながら取り組んでいる。	令和元年6月議会において、保健事業と介護予防事業の連携により、健康寿命を伸ばす取組の必要性について意見があった。また、保健・福祉関係団体からは、事業に期待しており連携して高齢者の支援を実施していきたいという意見が寄せられている。事業対象者からは、事業に参加したことで前向きになったなどの意見があった。

5 事業評価(令和 5 年度決算の評価)

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。意図することが結果に結びついているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 結びついている	理由 説明	本事業は、フレイル状態及び要介護状態を予防し、健康寿命の延伸を目指すものであり、第6期廿日市市総合計画の重点施策1ー1「健康でいきいきと生活できるまちをつくる」に沿った内容である。
	② 市が関与する妥当性(この事業は市が行わなければならないものか。税金を投入して行うべき事業か。住民や地域民間等に任せるとはできないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 妥当である	理由 説明	保健事業の実施主体は保険者であり、本事業は、後期高齢者の保険者である後期高齢者医療広域連合から委託を受けた市町村において実施することとされており、国民健康保険の保健事業や介護予防事業と一体的に高齢者の保健事業を実施することが求められている。
	③ 対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直し余地がないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 適切である	理由 説明	後期高齢者の急増により社会保障費の増加が予想される中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、健康寿命の延伸が重要な課題となっており、後期高齢者の生活習慣病等の重症化予防及び生活機能の低下を防止する取組が必要である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地(成果向上の余地はないか。成果を向上させる有効な手段はないか。何が原因で成果が向上しないのか。)		
	☒ 向上余地がある ☐ 目標水準に達している	理由 説明	令和5年度の実施においては、概ね目標を達成している。本事業は日常生活圏域ごとに実施するが、令和5年度は7圏域中4圏域で実施した。今後実施体制を整えて、実施圏域を市内全域に拡大し、さらに成果を向上させる必要がある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は。目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか。)		
	☐ 影響がない ☒ 影響がある	理由 説明	後期高齢者の急増により社会保障費の増加が予測される中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援する体制を整えることは急務である。また、国の健康寿命延伸プランにおいて令和6年度までに全市区町村で実施することとされており、事業の実施内容についても国の交付基準等で定められているものである。
	⑥ 類似事業との統合や連携による改善余地(類似事業(市の事業に限らない)はないか。類似事業との統合や連携によって成果をより向上させることはできないか。)		
	☐ 改善余地がある ☒ 改善余地がない	理由 説明	国民健康保険の保健事業や介護予防事業と一体的に高齢者の保健事業を実施するものであり、介護予防事業等類似事業と内容や対象の整理を行いながら進めている。また、地区医師会や地域活動栄養士会、歯科衛生士会等と連携し、より効果的に事業を推進している。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	事業実施に必要な最低限度の事業費となっており、後期高齢者医療広域連合からの受託収入で実施している。また、事業内容に、住民主体の通いの場を活用した啓発等を盛り込み、住民との協力による事業を展開している。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	後期高齢者医療広域連合からの委託で実施しており、事業実施に必要な最低限度の人件費である。今後より効果的な実施となるように、実施体制を整えていく。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか。受益者負担は公平・公正となっているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 公平・公正である	理由 説明	事業内容では、特に支援が必要な者に対する個別支援と、地域の高齢者全体に啓発等を行うポピュレーションアプローチ(集団支援)の両方を実施した。

6 事業評価の総括と今後の方向性

①上記の評価結果			②全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠																							
A 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直しの余地有り	令和5年度は7圏域中4圏域で実施し、目標水準にも到達しアプローチの有効性があると判断できる。令和6年度は、さらに市内全域に実施地域を拡大し、事業を効果的に行うことができる体制を構築していく必要がある。今後、後期高齢者の急増により社会保障費の増加が予測される中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、高齢者を支援する体制を整えていく必要がある。																							
B 有効性	☐ 適切	☒ 改善の余地有り																								
C 効率性	☒ 適切	☐ 改善の余地有り																								
D 公平性	☒ 適切	☐ 見直しの余地有り																								
③今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可			④改革改善案による成果・コストの期待効果																							
☒ 拡充 ☐ 現状維持 ☐ 目的再設定 ☐ 改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 完了		今後の改革改善案 令和5年度は7圏域中4圏域で実施しており、令和6年度は3圏域を追加し、市内全7圏域で実施予定である。		<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td>△</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>△</td><td>△</td></tr></table> (廃止・休止、完了の場合は記入不要)				コスト			削減	維持	増加	成果	向上			○	維持			△	低下		△	△
		コスト																								
		削減	維持			増加																				
成果	向上					○																				
	維持			△																						
	低下		△	△																						
⑤改革改善案を実施する上で解決すべき課題																										
実施体制の構築(医療専門職の確保、医師会等地域の関係団体との連携)																										

事業番号	事務事業名		医療費適正化事業				所管課名		生活環境部保険課		所属長名	岡田 浩美
	方向性	1	くらしを守る				係・グループ名		国保係			
	重点施策	1	健康でいきいきと生活できるまちをつくる				根拠法令等					
	施策方針	1	病気の予防と健康づくりの推進				基本事業					
予算科目	会計	21	款	04	項	02	目	01	事業1	事業2	経・臨	予算上の事業名
	国民健康保険特別会計		保健事業費		保健事業費		保健衛生普及費		003	01	経	医療費適正化事業

1 事務事業の概要

①事業期間	②事業内容(事業概要を簡潔に記載。期間限定複数年度は全体の事業計画を記載)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 (年度～ 年度) ☐ 単年度のみ	・被保険者が(保険者負担額を含めた)自身の医療費総額を認識し、医療費適正化に関心を持つよう、「医療費通知」を送付する。 ・医療費の適正化及び被保険者の自己負担額軽減を目的に「ジェネリック医薬品使用促進通知」を送付する。 ・保健事業の計画・評価・修正のため、KDBシステムにより各種データを分析する。 ・医療費増加の原因の一端である「重複受診・頻回受診・重複服薬」被保険者へ受診行動適正化のために保健指導を行う。	

2 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

主な活動内容	活動指標(活動の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
・医療費通知の送付 ・ジェネリック医薬品使用促進通知の送付 → 「重複受診、頻回受診、重複服薬」被保険者への保健指導	→ ア 医療費通知の通知数 (令和3年度から通知回数年6回→2回に変更)	通	目標 実績	- 23,621	- 26,803	- 25,945	24,647 /	23,414 /
	→ イ ジェネリック医薬品使用促進通知の通知数	通	目標 実績	- 5,068	- 4,178	- 3,203	- /	- /
	→ ウ 保健指導実施者数	人	目標 実績	50 26	50 12	50 2	50 /	50 /
対象(誰、何を対象にしているのか)	対象指標(対象の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
国民健康保険被保険者	→ ア 国民健康保険被保険者数	人	見込 実績	- 23,524	- 22,548	- 21,367	20,247 /	19,186 /
	→ イ		見込 実績	- /	- /	- /	- /	- /
	→ ウ		見込 実績	- /	- /	- /	- /	- /
意図(対象をどのような状態にしたいのか)	成果指標(意図の達成度)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
・健康に関心を持ち健康な生活を送る ・医療費負担の減額 (ジェネリック医薬品普及率80%達成) ・重複受診者、頻回受診者、重複服薬者を保健指導により選定対象外にする。	→ ア 年間通知数の減少割合 (令和3年度から通知回数年6回→2回に変更)	%	目標 実績	- 31.9	- 113.0	- 96.8	95.0 /	95.0 /
	→ イ ジェネリック医薬品普及率	%	目標 実績	80 74.20	80 75.37	80 76.57	80 /	80 /
	→ ウ 指導後に選定対象外になった者の割合	%	目標 実績	100 80.8	100 66.7	100 0.0	100 /	100 /
結果(結びつく施策の意図は何か)	施策の成果指標	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
・被保険者の健康増進 ・被保険者の自己負担額の軽減 ・医療費総額の減少	→ ア 一人あたり医療費	円	目標 実績	- 408,330	- 404,978	- 439,648	440,000 /	440,000 /
	→ イ 健康寿命の延伸 ※2年度後に公表される	才	目標 実績	- 男 81.6 女 85.8	- 男 81.5 女 86.0	- /	- /	- /

3 事務事業の予算・コスト概要

年度		令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	前年度比	令和6年度(予算)
事業費(A) (円)		15,958,094	12,522,273	11,701,689	10,848,507	-853,182	16,448,000
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
	県支出金	15,958,094	12,522,273	11,701,689	10,848,507	-853,182	16,448,000
	市 債	0	0	0		0	
	その他特財	0	0	0		0	
	一般財源	0	0	0	0	0	0
業務延べ時間 (時間)		67	47	42	42	0	
人件費(B) (円)		307,000	203,000	184,000	179,000	-5,000	0
トータルコスト(A+B)		16,265,094	12,725,273	11,885,689	11,027,507	-858,182	16,448,000
主な支出項目			令和5年度決算		備考		
委託料			8,689,410 円		医療費通知作成、後発医薬品差額勸奨通知 ほか		
役務費			1,605,066 円		医療費通知郵便料		
需要費			554,031 円		後発医薬品消耗品 ほか		
			円				

4 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどうか変化しているか。開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか。	② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯	③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか。
・医療費通知は広島県全体で6回から2回に通知回数を減らし統一した。 ・国はジェネリック使用率について、全国レベルで80%以上(令和11年度末時点)をめざしている(令和6年3月14日社会保障審議会医療保険部会) ・医療技術の進歩や医療費の高額化の影響等で総医療費が全国的にも増加している。	・被保険者証の一斉更新の際、ジェネリック医薬品及び医療のかかり方についてのリーフレットを同封している ・国保新規加入者へ加入時に啓発リーフレットや啓発ティッシュ等を配布している。 ・市ホームページにジェネリックの削減効果額を掲載している	被保険者からの意見等 ・主治医がジェネリックを処方しないので、差額通知書の送付を停止して欲しい。 ・ジェネリックは信用できないので利用する気はない。差額通知書の送付を停止して欲しい。 ・市から医師にジェネリック利用促進を案内すべきだ。

5 事業評価(令和 5 年度決算の評価)

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。意図することが結果に結びついているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 結びついている	理由 説明	国の方針に沿ったものであり、国の示す目標値に近づいている。
	② 市が関与する妥当性(この事業は市が行わなければならないものか。税金を投入して行うべき事業か。住民や地域民間等に任せることはできないか。)		
有効性 評価	☐ 見直し余地がある ☒ 妥当である	理由 説明	国保の診療データに基づく事業であり、妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す余地がないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 適切である	理由 説明	国の示す方針のとおりであり、妥当である。
効率性 評価	④ 成果の向上余地(成果向上の余地はないか。成果を向上させる有効な手段はないか。何が原因で成果が向上しないのか。)		
	☒ 向上余地がある ☐ 目標水準に達している	理由 説明	全国で見ると広島県は順調とは言えない事業もある。県単位化に向け、県全体で保健事業の標準化を検討している。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は。目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか。)		
公平性 評価	☐ 影響がない ☒ 影響がある	理由 説明	国の示す方針のとおり事業を行っている。
	⑥ 類似事業との統合や連携による改善余地(類似事業(市の事業に限らない)はないか。類似事業との統合や連携によって成果をより向上させることはできないか。)		
	☒ 改善余地がある ☐ 改善余地がない	理由 説明	県全体で保健事業の標準化を検討している。
公平性 評価	⑦ 事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	医療費通知の通知回数変更等、見直しは実施済である。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか。)		
公平性 評価	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	委託することで人件費は極限まで削減済である。
	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか。受益者負担は公平・公正となっているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 公平・公正である	理由 説明	医療費適正化は保険税の削減につながるため、全被保険者に対して公平・公正である。

6 事業評価の総括と今後の方向性

① 上記の評価結果		② 全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠	
A 目的妥当性	☒ 適切 ☐ 見直しの余地有り	国の方針にも沿った事業を実施できており、効果を落とさず費用の削減も図れている。一方で、有効性については、成果指標が取りにくい状況である。(医療費は、医療技術の高度化や高額医療により増加している)ジェネリック医薬品の使用動向については、市民からの意見にあるように、かかりつけ医の理解も必要であり、課題である。また、保健指導を積極的に受ける被保険者が少ないこともあり、推進が困難な状況である。	
B 有効性	☐ 適切 ☒ 改善の余地有り		
C 効率性	☒ 適切 ☐ 改善の余地有り		
D 公平性	☒ 適切 ☐ 見直しの余地有り		
③ 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可		④ 改革改善案による成果・コストの期待効果	
☐ 拡充 ☐ 現状維持 ☐ 目的再設定 ☒ 改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 完了		今後の改革改善案 広島県全体で保健事業を統一する流れがあり、県全体で慎重に話し合いを進め、より効果的な事業を検討している。 (R6から医師会等関係機関への働きかけを進めることとしている)	
⑤ 改革改善案を実施する上で解決すべき課題		成果 コスト 削減維持増加 向上 維持 低下	
広島県が保健事業調整チームを編成し、県全体での保健事業の統一を進めている。 令和6年12月2日に被保険者証が廃止されることに伴い、検討すべき事項が多く、令和6年度は保健事業調整チームが編成されない予定であり、統一が進まない可能性がある。医師会等関係機関への説明により各医師にどの程度の周知が図れるかが想定できない。効果的な啓発を検討中である。		(廃止・休止、完了の場合は記入不要)	